

従業員の奨学金返還を支援する中小企業者等を 応援します！

栃木市は、市内に定着する人材の確保及び市内企業の雇用促進を図るために、
従業員の奨学金返還支援を実施する中小企業者等に、その負担額の一部を補助します。

補助額

企業負担額の **1/2**（1企業あたり上限 **30万円/年**）

※ただし従業員1人あたり上限10万円/年
同一の従業員に対しては、最大5年間補助

申請期間

令和8年8月31日（月）まで

中小企業者等^{※1}の要件

市内に事業所を有し、次の①～④の全てを満たす
中小企業者等

- ① 奨学金返還支援を実施すること。
- ② 就業規則、賃金規則等に奨学金返還支援の実施を定めていること。
- ③ 市税を滞納していないこと。
- ④ 栃木市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者）が同条第5号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者でないこと。

従業員^{※2}の要件

次の①～⑤の全てを満たす方

- ① 市内の事業所において勤務する方
- ② 市内に住所を有する方
- ③ 補助金交付対象の中小企業者等から奨学金返還支援を受けている方
- ④ 35歳以下の方（補助金交付申請日の属する年度の末日時点）
- ⑤ 奨学金の返還について市、国又は他の自治体から同種の補助金、給付金その他これに類するものの交付を受けていない方

※1

- ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- イ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ウ 医療法第39条第2項に規定する医療法人
- エ 私立学校法第3条に規定する学校法人
- オ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

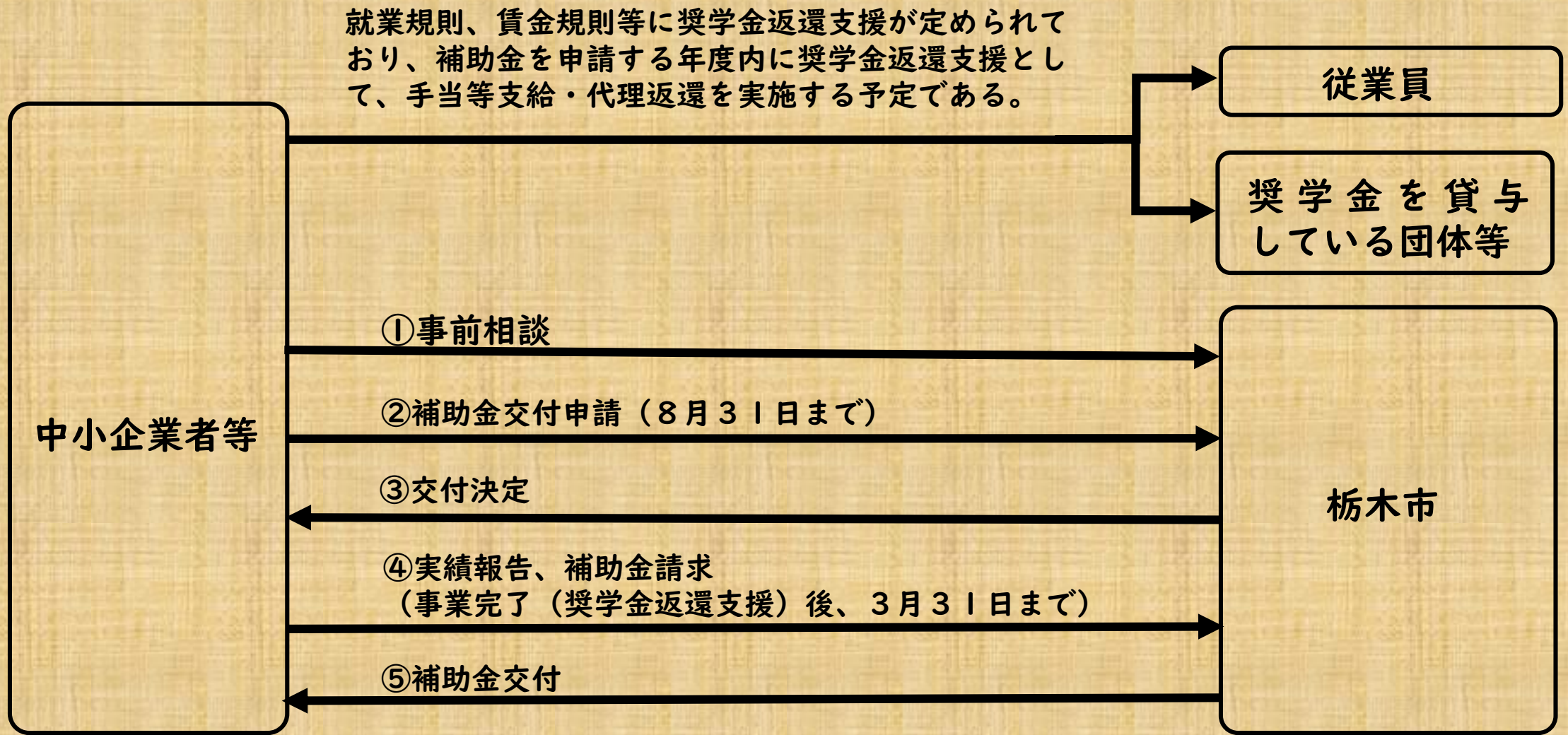
※2

期間の定めのない労働契約により雇用される者

奨学金の要件

- ・独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- ・地方公共団体、大学、民間企業等が貸与する奨学金

補助金交付までの流れ



申請について

【必要書類】※指定様式は栃木市役所のホームページからダウンロードできます。

- ① 補助金交付申請書（指定様式：別記様式第1号）
- ② 事業計画書（指定様式：別記様式第2号）
- ③ 中小企業者等であることを証する書類
- ④ 補助対象従業員の住民票の写し
- ⑤ 補助対象従業員との雇用関係を証する書類
- ⑥ 補助対象従業員の奨学金返還額及び奨学金の貸与を受けた者であることを証する書類
- ⑦ 就業規則、賃金規則等の奨学金返還支援の実施を定めていることを証する書類

【提出先】

栃木市 商工振興課 中小企業支援係（本庁舎4階）

⚠️注意

- ・予算上限に達した場合は、申請受付期間内であっても終了いたします。
- ・申請をお考えの方は、必ず事前に問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先

〒328-8686 栃木市万町9-25(本庁舎4階)

栃木市 商工振興課 中小企業支援係

TEL:0282-21-2759 FAX:0282-21-2683

Mail:syoukou01@city.tochigi.lg.jp

栃木市 中小企業者等奨学金返還支援事業費補助金



詳しくはこちらから →

